



# 条例の制定や改正等

## 新規

### ◇西原町農水産物流通・加工・観光拠点施設の設置及び管理に関する条例

地方自治法第 244 条の 2 の規定により、農水産物流通・加工・観光拠点施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定める必要があるため。

## 新規

### ◇西原町の景観まちづくり条例

平成 16 年 6 月に国の景観法の制定に伴い、地方自治体が自らの景観まちづくりの取り組みが可能となったことから、本町の地域の個性を伸ばす多様な景観づくりを効果的、計画的に進めるために必要な制度や仕組みを定めるため。

## 一部改正

### ◇西原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第 96 条の規定により、放課後児童支援員の資格要件に「義務教育学校」にかかる規定を設けるための条例の一部改正する必要があるため。

### ◇西原町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

町立幼稚園、小学校及び中学校の 2 学期制のあり方や有効性、課題等について検証し、今後の学期制の方向性を検討する附属機関を設置する必要があるため。

## 議員発議!

### ◇議会委員会条例の一部を改正する条例

これまで議会の委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者しか傍聴できなかったが、審議の住民参画を推進する議会活性化策の一つとして「委員会の原則公開」を実施するため。

# 平成28年度 一般会計補正予算 可決!

## 歳入歳出それぞれ2億2,302万5千円を追加

### 総額129億2,602万5千円

#### 〈主な歳入の補正〉

国庫支出金	▲1,120万円	➡	21億5,669万3千円
県支出金	842万5千円	➡	17億462万6千円
前年度繰越金	2億716万1千円	➡	3億5,716万1千円
特別会計繰入金・町財政調整基金繰入金	1,786万9千円	➡	9億5,899万8千円

#### 〈主な歳出の補正〉

総務費	1億8,486万7千円	➡	14億5,257万6千円
民生費	2,093万1千円	➡	52億6,397万2千円
土木費	▲1,216万8千円	➡	12億1,375万7千円
教育費	1,508万6千円	➡	24億469万1千円

# 平成28年度 特別会計補正予算 可決!

## 《国民健康保険》

歳入歳出予算の総額にそれぞれ202万5千円を追加し、総額68億9,757万7千円とする。  
※歳入は一般会計からの繰入金で、人事異動に伴う職員の給与等に。

## 《介護保険》

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,882万1千円を追加し、総額22億3,281万2千円とする。

#### 〈主な歳入の補正〉

国庫支出金	891万円	➡	4億7,729万6千円
繰入金(一般会計)	2,983万2千円	➡	3億9,764万7千円
繰入金(特別会計)	6,007万9千円	➡	6,008万円

#### 〈主な歳出の補正〉

総務費	3,873万9千円	➡	1億2,745万1千円
基金積立金	4,349万8千円	➡	4,349万9千円
諸支出金	1,658万1千円	➡	1,884万3千円

## 《土地区画整理事業》

歳入歳出予算の総額にそれぞれ389万4千円を増額し6億6,415万4千円とする。

#### 〈主な歳入の補正〉

繰入金(一般会計)	▲21万円	➡	1億8,423万2千円
繰越金(前年度)	408万5千円	➡	541万8千円

#### 〈主な歳出の補正〉

予備費	384万7千円	➡	394万7千円
-----	---------	---	---------

## 《公共下水道事業》

歳入歳出予算の総額にそれぞれ699万7千円を追加して7億869万7千円とする。

#### 〈主な歳入の補正〉

繰越金	1,620万8千円	➡	1,620万9千円
町債	▲950万円	➡	1億5,710万円

#### 〈主な歳出の補正〉

公共下水道	▲1,099万7千円	➡	4億8,309万3千円
予備費	1,799万4千円	➡	1,806万7千円